

平成30年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

平成30年3月5日（月）

午前10時 開 議

【再 開】

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 4番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
 - (1) 町行財政の運営について
 - (2) 役場新庁舎建設に伴う周辺整備について

- (2) 2番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 葛巻型DMO形成促進の取組みについて

- (3) 7番 山岸はる美さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 葛巻病院の診療体制の充実について

平成30年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

議事日程告示年月日	平成30年2月22日（木）					
再開年月日	平成30年3月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成30年3月5日（月） 開議10時00分 散会13時28分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 遅早 席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣		5番	鈴木満	
会議の書記	議会事務局長	服部隆行		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	檜木幸夫
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	農業委員会会長	深澤進	建設水道課長	中山優彦
	代表監査委員		教育委員会事務局教育次長	山下弘司
	教育長	吉田信一	病院事務局長	松浦利明
	総務企画課長	丹内勉	農業委員会事務局長	千葉隆則
	政策秘書課室長	大久保栄作	総務企画課室長	波紫徳彰
住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太	

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び5番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

それでは、私から、次の2項目について、質問をいたします。

最初に、町行財政の運営について、お尋ねをいたします。

町政の政策を確実に推進していくためには、町行財政の安定した運営基盤が必須であることは論を待たないところです。

今、国の財政状況は、先進国の中でも最も厳しい状況であると言われております。その一方で、市町村等自治体はなんとか持ちこたえている現状で、最も悪かった時期に比べれば、薄日がようやく差した状況と言われております。その違いは、国の財政と市町村等財政の構造の違いからくるとされております。

当町の財政状況ですが、財政基盤が弱体で、財政力指数が長年0.15程度で推移している現状にあります。これは、町税収入をはじめとした自主財源が少ないこと等が要因で、なんとも難しく、いつも県下最下位クラスの低迷実績にあります。当町の産業経済構造が変わらない限り、このような財政力指数0.15状況は今後も継続するものと考えられます。

国が各種財政援助措置を行う場合、この財政力の判断指数となっております。財政力指数の算出は、基準財政収入額÷基準財政需要額の3カ年度平均で計算され、財政力

指数が1を超える場合、つまり基準財政収入額が基準財政需要額を上回れば、地方交付税が不交付団体ということになり、当町がこの不交付団体に変身できることは、現時点では夢のまた夢の感じがします。

ちなみに、県内19町村で最も高い財政力指数は0.66となっております。また、財政力指数が低いほど地方交付税への依存度が高くなる実態になります。

この財政力指数が低い中であって、町の貯金にあたる財政調整基金をはじめとする各種基金ですが、平成20年度末の基金総額1,240,000,000円であったものが、平成21年度、公共施設等整備基金創設以来、毎年大幅な基金への積み立てが図られ、29年度末見込み額では5,740,000,000円となり、この10年間に、なんと45億円を積み立てするという、これまで町財政で経験したことがない驚異的な実績の数値となっております。

この驚異的な数値を各年度の決算から分析いたしますと、前年度繰越金と地方交付税の補正予算で大幅繰り入れ、さらに国の経済対策による追加的な財源措置があり、それを通常の財源と振り替えることで基金積み立てへの充実ができたのではないかと推察しております。なお、国では国家財政窮迫の折、地方には余裕金が出て基金に積み立てを行っているとして、最近、見直し論があるやの情報が飛び交っているようであります。

一方、町の借金にあたる地方債ですが、29年度末現在高見込み額は8,020,000,000円となっております。ただ、臨時財政対策債を除く実質の現在高見込み額では50億円台前半の数値と試算しております。ちなみに、地方債現在高のピークは平成15年度末の9,470,000,000円、臨時財政対策債を除く額では8,660,000,000円となっております。当然に借金である地方債ですから、後年度に元利償還金の返済が発生しますが、その返済総費用を公債費として毎年度予算措置する仕組みとなっております。

地方債の元利償還金の公債費は義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意しておく必要があります。その公債費による負担度合を判断するための分かりやすい指標として、実質公債費比率が用いられ、公表されております。

当町の実質公債費比率は5.0パーセント、28年度現在で、県平均10パーセントと比べ、かなり低く、県下市町村上位のランク付けとなっております。この実質公債費比率は17年度から公表されており、当時の比率は17.4パーセントで県下下位のランクでしたが、徐々に改善されてきた経緯にあります。ちなみに18パーセント以上の場合は、地方債の発行の際、許可が必要とされ黄信号が灯ることになります。

一般会計歳入の中で最も多く、50パーセント超えの地方交付税ですが、普通交付税と特別交付税に区分されますが、普通交付税の算定ルールは毎年一定で、基準財政需要額－基準財政収入額で計算され、財源不足が生じた場合、当町をはじめとした各地方団体に対し、4月、6月、9月、11月の4回に分け交付される仕組みとなっております。特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要、災害等に対し交付されるもので、交付時期は12月と翌年3月の2回となっております。

実際に当町に交付された平成22年度から28年度までの7年間の普通交付税は、29億円台後半から30億円台前半のほぼ一定額の交付実績となっております。また、同期間の特別交付税は3億円台後半から4億円台前半の額で交付されております。

この地方交付税は、地方団体間における財政力の格差解消と行政の計画的運営が可能となるよう財源を保障することを目的としており、地方の一般財源であり、国がその用途を制限したり、条件を付けたりすることができない地方の固有財源となっております。

行財政問題は、一般に制度そのものが複雑難解で分かりにくく、内容を理解し難い側面を持っておりますが、しかしながら、健全な町行財政運営を図るためには、避けて通れない取り組むべき最重要事項と考えておりますが、次の事項について、答弁を求めます。

一つ目に、平成 30 年度の一般会計当初予算案は 6,123,000,000 円で、前年度比 850,000,000 円、16.1 パーセント増となっておりますが、予算編成にあたっての財政所見を伺います。

二つ目に、国家財政の窮迫により、地方にそのしわ寄せが心配されますが、国の地方財政計画と地方交付税の動向について伺います。

三つ目に、平成 30 年度一般会計当初予算の地方交付税は 2,883,000,000 円、前年度比で 12,500,000 円の減となっております。町債に臨時財政対策債 140,000,000 円、前年度比 10,000,000 円の減が計上されておりますが、本来、これは地方交付税に一括予算計上すべきものと考えますが、その関わりについて伺います。

四つ目に、地方交付税の当初予算の積算根拠と平成 22 年度以降地方交付税の当初予算計上額が決算額で肥大化しております。その額も、4 億円台から 8 億円台のかい離がありますが、その理由について伺います。

五つ目に、決算資料の主要な施策の成果に関する説明書の中に、各種財政指標が過去 16 年間にわたっての推移がありますが、現時点の町財政指標等からみた財政分析状況について伺います。

六つ目に、役場庁舎等、大型事業に着手しますと、基金からの取り崩しや起債の大型発行等が考えられます。これら整備終了後における財政見通しについて伺います。

七つ目に、全戸配布のまちの行財政、いわゆる予算説明書でございますが、発行所感と町民からの意見、要望等が寄せられている内容について伺います。

八つ目に、町行財政課題に向けた今後の運営推進方策について伺います。

次に、2 項目目の役場庁舎等、建設に伴う周辺整備について伺います。

役場新庁舎建設については、これまで庁舎建て替えに向けた基礎調査実施や職員による庁内検討委員会で内部検討を進めるとともに、今後さらに住民の意向調査等を踏まえた段取りで建設工事に着手し、新庁舎は平成 32 年度の完成を目指したいとの町当局の強い決意を既に伺っております。

役場新庁舎と、これに付属するセンター等が整備されることにより、周辺一帯は新葛巻病院、葛巻小学校、そして、葛巻保育園まで連続した広大な町有面積となり、町の新たな公共施設団地が形成されることとなります。併せて、堤防側には町道茶屋場田子線が新設開通されることから、この新公共施設団地の果たす役割は極めて大きいものがあると考えます。

役場新庁舎建設にあたっては、庁舎本体の整備重要性は論を待たないところですが、この際、併せて、周辺整備にも意を注ぐ観点から、次の事項をお尋ねをいたします。

一つ目に、今年度9月定例会議の際、一般会計補正予算第2号、普通財産取得費で予算議決した役場入口、入り口の旧遠藤邸の取得ですが、取得後の利活用計画を伺います。

二つ目に、現役場前を流れる用水路ですが、流路変更や用水路に覆いすることにより敷地の利活用がより図られると思われませんが、その整備計画を伺います。

三つ目に、町道茶屋場田子線が30年度完成となる予定ですが、国道281号との連絡道整備については未だ何の音沙汰もありません。このままですと、連絡道が一本もなく、災害時をはじめ物流等にも支障が出ることが心配されます。ついては、役場新庁舎を整備される際、町道役場線を茶屋場田子線に直結させるような連絡道整備の計画について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の町行財政の運営について、お答えをいたします。

1点目の平成30年度当初予算編成をしての財政所見についてであります。

平成30年度当初予算につきましては、町の最重要課題である人口減少対策で、これまで取り組んできた各種施策をより一層磨きをかけ、輝かせることに重点を置き、編成作業を進めてまいりました。

先日の施政方針演述でも申し上げましたとおり、今後のまちづくりを進める上で重要となる基盤施設の整備のほか、町が抱える課題解決のための事業や、住民生活に密着したきめ細かな対応など、各施策分野でのバランスに配意いたしましたところであります。

そうした中、一般会計の当初予算額は約61億円で、平成29年度と比較し850,000,000円、16.1パーセントの増であり、近年では、平成28年度の約69億円に次ぐ大型の予算となったところであります。

一方で、将来にわたる財政運営の安定性を考慮し、国、県の補助金などの特定財源の確保や、各種基金の有効活用を図ったことにより、平成29年度比較で、予算額が850,000,000円の増であるのに対し、新規地方債の発行額は94,000,000円、14.5パーセントの増に抑制をしております。

今後におきましても、目まぐるしく変化する社会情勢を注視し、多様化する住民ニーズに応えられるよう、安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、国の地方財政計画と地方交付税の動向についてであります。

まず、国の地方財政計画であります。骨太の方針2015において、平成30年度までは、平成27年度の地方財政計画の水準を下回らない一般財源総額を確保していくとの方針に基づき、地方の一般財源総額は、62.1兆円、前年度比で400億円の増であり、ほぼ同額が確保されているところであります。平成31年度以降の地方財政措置につき

ましては、今後、議論されていくこととされておりますことから、次期、骨太の方針の策定動向を注視してまいりたいと考えております。

また、地方交付税であります。国の経済、雇用対策などの取り組みにより、地方税や地方譲与税などの増加が見込まれるとの背景から、総額で16兆円、平成29年度比で3,200億円、2パーセントの減となっているところであります。こうしたことから、地方交付税につきましては、国全体における経済状況等に影響される部分もありますので、今後の社会情勢の動向を注視してまいります。

次に、3点目の地方交付税と臨時財政対策債との関わりについてであります。

臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき財源の不足分について、国と地方とで折半した財源の地方負担に係るもので、地方債として借り入れるものではありませんが、実質的には普通交付税の一部であると言えるものであります。一般的に地方債は町の借金として後年度に償還していきませんが、臨時財政対策債につきましては、償還にかかる費用の全額が普通交付税で措置されるものであり、実質的に町に負担は生じない地方債であります。

次に、4点目の地方交付税の当初予算の積算根拠と、平成22年度以降、地方交付税の当初予算計上額が決算額で肥大化している理由についてであります。

まず、当初予算における地方交付税の積算根拠であります。前年度の算定結果に基づき、地方財政計画などで示される数値などを参考に、それぞれの算定費目ごとの伸び率を勘案するほか、公債費など詳細な推計が可能な費目につきましては、実額に近い額で算定を行っております。

こうしたことから、平成30年度当初予算におきましては、地方財政計画で地方交付税の総額が前年度比2パーセントほどの減となっていることを踏まえ推計算定したところ、当町への交付額は52,000,000円、1.8パーセントの減となったところであり、臨時財政対策債の借入予定額と併せまして、予算ベースでは、30,000,000円の減としたところであります。

地方交付税における当初予算額と決算額のかい離についてであります。地方交付税は国(町)の歳入予算の半分以上を占める非常に重要な財源であり、その充当先は、歳出の性質別で申し上げますと、公債費、人件費、扶助費などの義務的経費と、行政運営に必要な経常経費に広く充てられるものであります。

これらの地方交付税の充当先経費は、地方交付税の減額に併せ削減することが困難な経費でありますことから、地方交付税の予算計上につきましては、予算割れを起こさないよう堅い積算としていることから、かい離が生じているものであります。

次に、5点目の現時点で町財政指標等からみた財政分析状況についてであります。

財政指標につきましては、様々な指標がございますが、代表的な指標での財政分析について述べさせていただきます。

まず、財政健全化法に基づく4指標であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれの指標も早期健全化基準に対して相当の余裕があり、ここ数年のうちに危機的な財政状況に陥ることはないものと考えております。

また、その他の財政指標につきましても、県内他市町村と比較しても概ね良好な状況を維持しているものと思っております。

一方で、標準的な財政運営に必要な経費を税込等でどの程度賅えているかを示す財政力指数が0.15、平成30年度当初予算における自主財源比率が21.3と、それぞれ低い水準にあり、財政基盤の脆弱さが課題のひとつと認識もいたしております。

こうしたことから、将来にわたり安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能なまちづくりのために、行財政改革の取り組みによる経常的経費の抑制に努めるほか、国、県の補助金や普通交付税の措置が受けられる有利な地方債の活用、あるいは基金の積み増しなど、様々な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、6点目の役場新庁舎等、大型事業終了後における財政見通しについてであります。

役場新庁舎に係る建設費用につきましては、平成30年度に予定しております基本設計業務などの協議の中で詳細を詰めてまいるところであります。現時点における概算事業費は、庁舎等の複合施設の建設に29億円、周辺の外構工事や施設の備品整備などに7億円を見込んでおり、総事業費36億円程度になるものと積算をしているところであります。

これら整備に係る財源としましては、地方債の借入を26億円、基金の充当を10億円と想定しており、借り入れた地方債の償還は30年間となることから、整備後3年目から9年間は年2億円程度、10年目以降は年70,000,000円程度の元利償還費用を見込むものとなります。

庁舎建設事業につきましては、後年度で地方交付税による措置が得られる有利な地方債などの活用が難しいことから、庁舎以外の複合施設部分で有利な地方債を充てるなどの工夫により、償還を含めた総経費45億円に対し12億円、27パーセントほどの地方交付税措置を見込んでいるところであります。

このように、大きな財政負担を伴う建設事業でありますので、建設コストの圧縮に努めることはもちろんのこと、基金をはじめとした各種財源の有効活用を図り、これまでに築き上げてまいりました財政の健全性が崩れることのないよう慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7点目の全戸配布のまちの行財政、予算説明書の発行所感と町民からの意見、要望等についてであります。

お知らせします。まちの行財政、通称町民向け予算書であります。国、地方とも厳しい財政事情を背景に、行政の透明化などが注目され始めたころに初めて発行いたしましたのが始まりであります。

当時は、広報紙の別冊版として、町民の皆様により詳細で分かりやすく町の行財政状況をお伝えし、ご理解をいただく媒体として、県内はもとより全国的にも先駆けた取り組みのひとつであったろうというように思います。現在も継続して発行をいたしております。

このほか、町では、平成23年度以降、ケーブルテレビの自主放送などを重要な情報伝達手段として活用しており、様々な情報発信、情報公開に努めてまいったところであ

ります。今後も、こうした取り組みを充実させ、町民の皆様に対し、町の取り組みの見える化や、説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えているものであります。

また、町民の皆様からのご意見、ご要望につきましては、近年は特に声を寄せていただいておりますが、今後も内容の分かり易さや見やすい紙面構成などの工夫に努めながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、8点目の町政課題解決に向けた今後の行財政運営の推進方針についてであります。

町の行財政運営を推進する場合におきましても、一般的な企業などと同様にヒト・モノ・カネが重要であるものと、そのように認識をいたしております。

特に、まちづくりはひとつづくりという言葉に代表されるように、各分野において熱意と情熱を持ち中心的な役割を担う人材ヒトの育成、確保は重要なことと思っております。

現在、町では、観光分野におけるくずまき型DMO事業や産業振興分野での研修助成事業などを通じ、今後のまちづくりの核となる人材の育成に努めるとともに、こうした取り組みを的確にサポートできるよう、町職員の資質向上にも努めてまいります。

また、モノにあたります基盤整備につきましては、町民の皆さんが安心して住み続けたい、あるいは、町外の方が住んでみたいと思えるまちづくりが重要であると思っております。

これまでも、定住促進住宅などの住環境のほか、教育、医療、福祉など各分野において施設の充実を図ってまいりましたが、さらなる充実を図っていく上で、公共施設の適正な管理に留意しつつ、中長期的な視点に立った基盤整備に努めてまいります。

一方で、町の財政基盤は、そのほとんどを地方交付税などの依存財源に頼っているところであり、経常的経費の抑制、有利な補助金や地方債の活用、あるいは、将来の財政需要に備えた基金の造成などの複合的な対策により、安定的な財政運営を維持することで、ヒト、モノに必要な財源、カネを確保してまいりたいと考えているところであります。

こうした取り組みにより、行財政の安定を図りつつ、町が持つ産業、自然、文化などの地域資源を有効に活用することで、人口減少問題に積極果敢に挑戦し、山村のモデルとなるまちづくりを進めてまいります。

次に、2件目の役場庁舎建設に伴う周辺整備について、お答えをいたします。

まず、1点目の役場入口旧遠藤邸取得に伴う利活用計画についてであります。

役場周辺の整備につきましては、旧病院から役場庁舎までの町有地と、役場入口旧遠藤邸、町道役場線を含めたエリアを再整備の対象の予定としており、一体的な整備により、敷地の有効活用と利便性の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

現時点で、旧病院と旧老人ホームの解体跡地については駐車場として、現在の役場庁舎の敷地については、各種施設の集約化や複合化を図った新庁舎を建設する予定で検討を進めております。

旧遠藤邸につきましては、今後、病院や複合型の新庁舎の整備により、交通量の増大などが見込まれること、国道への見通しが悪いことなどから、住居部分を解体撤去し、

町道役場線の拡幅用地として活用するほか、敷地内にある蔵につきましては、建造物としての価値を検証しながら、何らかの有効活用策を今後検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の役場前を流れる用水路の整備計画についてであります。

役場前の用水路は、町が指定し管理する準用河川田の沢川であり、これまで有事の際の消防水利、冬期間における排雪場所として利用されているものであります。

現在、新病院が完成し、複合型の役場新庁舎の整備計画が進む中、敷地の有効活用や確保の検討を進める上で、敷地を分断する形で流下する本準用河川につきましては、何らかの対策、対応が必要であると考えているところであります。こうしたことから、開口部を塞ぐ、あるいは地中化するなどについては、役場新庁舎建設に伴う周辺整備と併せて、今後、詳細な検討を進めてまいります。

また、次に、3点目の町道役場線を茶屋場田子線に接続させる連絡道整備計画についてであります。

現在、整備を進めております町道茶屋場田子線につきましては、国道281号のバイパス的機能のほか、町中心部での有事における迂回ルートとしての機能も有することから、本路線と国道281号の連絡道の確保は重要なことと認識しております。

一方で、本路線と国道281号は高低差があることから、技術的かつ経済的な観点から、連絡道の設置場所について検討を行い、2カ所ほどを候補地として、現在、概略調査を行っているところであります。その一つが、町道役場線を利用したものであります。役場新庁舎の規模、あるいは配置場所などにより線形が変わってまいります。利便性や安全性に考慮し、早期に連絡道路の整備が図られるよう進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

まず、今年度の当初予算での投資的経費は、先ほども説明にありましたとおり、前年に比べて多めになっているわけです。こういったような普通建設事業等を町が発注する場合、この町内経済効果が果たす役割はどのような観点で見ているのか。少ないときは、確か、以前ものすごく、三位一体改革のあたりの普通建設事業費を見てもみますと4億円時代とか、そういうようなこともありましたので、そういったような意味からいきますと、今年度あたりの投資的経費、もう15億円台になっているわけですが、そういったような町内経済との関わりはどのような形で編成しているのか、その基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

お答え申し上げます。

今回の30年度の当初予算であります。おっしゃいますように、投資的な経費15億ほどになっているものであります。そしてまた、行財政改革の当時におきましては公共工事等の抑制、これは、そういう国、地方一体としての改革の取り組みの一環といえますか、そういう中に公共的な事業の抑制もしながら、持続できる財政基盤の維持といえますか、そういう形の中で進めてきた経緯があるわけではあります。そういう中に、その改革は約17年、18年までは集中改革プラン、あるいは骨太の方針であったり、三位一体改革ということの中で、そういう進め方をしてまいりまして、町もそれに合わせながら公共工事の方を抑制し進めてきた経緯の中で、そういう4億程度ということにもなったわけではあります。現在は、また、それ以降ではあります。20年から23年あたりまでではあります。特に経済対策として、国の方もどんどん公共的な事業を起こしまして、町の方としても、そういう事業を導入しながら進めてまいりまして、そういう中に、現在もそういう状況の中にあるながら、町としての取り組みの中で、どうしても抑制してきた時期がございますので、ここに、ここ数年、病院の建設であったり、あるいは養護老人ホームの建設というのが、まさに、そういう時期といえますか、公共施設の建て替えの、そういう課題もございまして、最近、ここ2、3年、そういう形での投資的な事業費が多くなっているものであります。

そういう中に、町内の業者に対する建設費用ということではございますが、これにつきましても、土木関係、あるいは定住住宅等々、新たな政策的な取り組み等々によりまして、町内の建設、あるいは建築業者につきましても、従来とはかなりの事業費が、そういう中で事業を実施してまいりまして、町内にも、町内の業者、あるいは経済の波及効果、そこに勤めている方々等々もございまして、経済効果が大変大きなものがあるであろうと、このように思っております。この辺につきましても、どうしても、今後におきましても、そういう地域の波及効果、経済といえますか、そういう点等々も考慮しながら、こういった事業も安定的に進めていかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

4番（ 柴田勇雄君 ）

分かりました。

いずれ、非常に町の投資的経費、特に普通建設事業費は重要になってくるとおられますので、十分意を配した事業量の確保もやはり大事だろうなど、そのように思っております。それからまた、これから公共施設等の整備を進めていく際には、公共施設等の総合管理計画というのが確かあったと思うのですが、それは現在、町ではどのような管理計画になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

公共施設の管理計画ということではございますが、昭和40年代の後半から50年代にかけてまして、公共的な施設の整備更新があったわけでありまして、それが、約40年から45年も経過するという事等もございまして、公共施設等の総合的な計画の、計画的な管理ということで、これにつきましては28年度であります、公共施設等総合管理計画を策定しながら、その管理に努めているところであります、そういう中に、この計画には建物のほかにも道路であったり、あるいは下水道等々、インフラの資産も含まれておりまして、現在、町が所有する、そういう資産を対象としての公共施設の管理計画でございます。

そういう中に、これから、今後40年間でどういう管理をしていくかという観点に立ちまして、そういう中では、そのまま更新していった場合と、もうひとつは、やはり集約化、あるいは長寿命化といえますか、そういう対策も講じたり、あるいは公共施設の複合化であったり、そういう対策も講じながら、経費の節減にも努めながら、計画と比較しながらでございますが、そういう中での計画を立てながら、今その内容を精査しながら、今後その計画に基づきながら、今後も公共施設の管理を努めてまいりたい、このように考えておるものであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

次に、地方交付税の関係なのですが、私が知っている範囲内では、基準財政需要額あるいは収入額、こういったような部分で変化があれば、この毎年の交付税の、特に普通交付税については、あまり金額には影響されないような感じがするわけです。これまでの分析もちょっとしてみましたけども、どちらかと言えば、ずっと過小気味の計上額というようなことが言えるのではないのかなと、そのように思っております。この基準財政需要額、こういったようなものが何かの関係でこちらの方に算入されれば交付税が増えてくる、あるいは収入額で何か増える要因があれば来るわけですけども、今年度も若干ではございますけども、減らしているわけですね。先ほどは、1.8パーセントの地方財政計画で云々というような理由付けはしているようなのですが、財源がその分余裕が出てくるというような形になるわけですけども、そういったような部分でも、例えば、財政調整をしながら、私は最初から財政調整基金に積み立てできるのであれば、極力、近くなった数字で計上していった方が分かりやすいなというように思うのですが、その辺の事情はどのようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど町長からもご答弁申し上げましたが、交付税でありますけども、全体としての交付税、あるいは依存財源といいますか、そうしますと、これまでもそうでありますが、歳入の8割が国の交付税、あるいは国県補助に頼らざるを得ない財政的な構造にあるものでございまして、今おっしゃいますように、国の交付税につきましては地方財政計画、国の方の計画の中で地方税、あるいは譲与税等々も含めて、その財源と、全体としての基準財政需要額に対して、その基準財政収入額がどうあるかという部分にもなるわけですが、その中で、いわゆる地方が等しく、その行政を担っていく、そういう観点での交付税の役割といいますか、目的もあるわけではありますが、そういう中で、どうしても町の場合、当初予算で財源として、できるだけ国の有利な財源を確保しながら進めていくという基本で進めていくわけではありますが、そういう中に、どうしても、しっかりとした裏付け、確定できないで、やはり当初予算の段階では予算編成をしなければならないというような中身の状況もございまして、そういう中に、どうしても現段階では起債の対象になるであろうという関係の部分の不透明な部分もございまして、そういう点からしますと、最後の財源としては、交付税が割れるとといいますか、そういう状況になりますと、全体としての財政運営、あるいは予算等々においても、決算の時期に大きく影響してくる部分等も考慮しながら、安定的な財政運営という中で、どうしても自主財源の乏しい町という観点の中で、これまでも、ずっと町としての方向性が同じような形で編成をしてきたものと、このように考えているものであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、この件については、普通交付税の部分については決まりきった計算が出ているわけですので、極力こういったようなことにも意を配しながらの当初予算からの計上額を私はすべきではないのかなと思っております。

それから、特別交付税については、これは全体の関わりで、特別な事情というようなことですが、これはやむを得ないにしても、この特別交付税にしても、今ですと3億円近い補正額になっていますよね。そういったようなものでも十分財政調整はとれるのではないのかなと、これは、あくまでも私の持論でございまして、そういったような見方で、初めから当初予算にも普通交付税の部分については法律に基づいたような近い線での計上額が必要であろうなど、私はそのように思っております。

それから、次に、最初の質問の中でも触れさせていただきましたけれども、この基金の増加、地方全体がそのようでもございますけども、この国の財政制度審議会の中で指摘されているというような情報があるわけですが、こういったような部分については、町

の基金、ようやく、このくらい貯めているわけでございますけども、こういったような基金への取り組むべき、積み立てする、あるべき姿をどのような考え方で今後の方針を立てていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

基金の積み方、造成の基本的な考え方ということでございますが、三つの視点をもって基金を積み立てしているところであります。ひとつには、安定的な財政運営の財源調整という観点で、1点であります。それから、人口減少対策に係る財源の確保が、もう1点でございます。それから、もう1点は、公共施設の老朽化に係る基金の造成ということで、この三つが町としての目的をもって基金の造成を図っているものでございます。

そういう中に、先ほどもお話がありました、今、総務省といいますか、自治体の基金の造成に対する増加が問題視されている点も、先ほどお話もあつたわけですが、そういう点からしますと、これまでの取り組みにおきましても、行財政改革を平成13年ころからありますが、三位一体改革、あるいは骨太の方針等々に基づきながら、町としての行財政改革による、その改善を図りながら、一定の人件費であったり、あるいは公共施設の抑制であったり、そういう部分等も対策として進めながら、公債費の削減であったり、内部管理の削減とか、そういったようなものも、しっかりと進めながらきたものでありますし、それから、先ほどお話しましたような経済対策等々におきましても、20年から23年ほどであります、総事業費としては19億としておりますが、その4年間で14億ほどの事業費が交付金といいますか、この交付を受けながら、そのほかは、また補助金としても4億ほどございましたので、一般財源としては、起債が30,000,000円ほどということで、一般財源が僅か70,000,000円ほどで、そういう事業も進めさせていただきました。したがいまして、今のような財政といいますか、基金の造成にも、そういう行財政改革と経済対策の両面から基金が造成できたものであります。そういう中での内容であるということもご理解を賜りたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

もう一つお伺ひしたいのは、今、町の行財政審議会があるわけですが、この開催状況と、こういったような地方財政、このような状況等は、こういったようなもので、困ったときの行財政審議会ではなくて、現実の当面する、こういったような部分についても、こういったような部分では、行財政審議会を開催して、皆さんから日常から理解していただいております必要があるのではないのかなど、それが、町民への財政内容を幅広く分かりやすく理解していただけるものではないのかなど思ひますが、また、そして、

行財政審議会等で審議されたものを、町民の方々にPRしていただいて、先ほどの予算説明書などにも登用していくような形にしたらいかがなものかなど、まず、行財政審議会はどのような実態になっているのか、併せて、今質問したような中身について、お知らせをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

行財政審議会でございますが、行財政運営の適正化等に関する重要な事項ということで、町長の諮問機関として審議していただいているものでございます。

そういう中に、平成21年度から22年度までですが、失礼いたしました。これまで、行財政改革を進める中での第4次行財政改革、あるいは、そういう時期、時期に、そこまでの審議会を開催しながら、答申を受けて、その改善に努めてきた経緯がございますが、そういう中に、今おっしゃいますように、審議会の中身としては、これまで住民生活に大きな影響を与えるような事項等につきましても、例えば、新たな負担が求められるような場合ということになるわけではありますが、そういう場合の行政構造を大きく転換していかなければならない、そういう状況の際に審議会に諮問しながら、審議会の意見を受け、そして、改善を図っていくという形であったものであります。これは、ずっと前から町の進め方として、そういう形でありまして、他町村を見ましても、同様の審議会の進め方をしていると、このようにも思っているところであります。

そういう中に、財政状況につきましても、決算につきましても監査、あるいは監査委員のご意見、それから、議会の決算審査を受け、そして、承認をいただきながら、町民に対して、町民向けの予算書等々によりまして、そういう内容をお知らせしながら、理解にも努めてきたものであります。そういう中に、現時点で、そういう財政構造を大きく変えていかなければならないという状況には今はないと、このようにも思っております。そういう中で、だからということではございませんが、今後におきましても、そういう状況等も踏まえながら、速やかに、そういう審議の機関も設けて対応してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

最後になりますけれども、いずれ財政問題、町の心臓部の部分でございますので、こういったような運営については、職員の皆さん、我々も当然ですけれども、常に、この内容を勉強しながら取り組んでいただいて、安定した行財政運営をできるように期待しておりますので、頑張ってくださいたいなど、このように思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時02分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

2番、山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

山崎です。私から質問を1件いたします。

質問は、くずまき型DMO形成促進の取り組みについてであります。

本町におきましては、鈴木町政のもとに福祉や教育をはじめとしまして、地域や民間事業では困難な分野につきまして、他の市町村に先駆けて教育、福祉、医療をはじめ様々の先進的な取り組みが推進をされているところでございます。

こうした中、平成27年11月に国におきまして、観光地域づくりのための制度が創設をされました。これは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成をする観光地経営の視点に立った観光地域づくりのためのDMO制度、この国の制度、その制度の趣旨を踏まえまして、葛巻町総合計画で掲げられました協創の精神のもとに行政、町民、そして、民間の企業などがお互いに連携をし合って、着地型観光の基礎となる組織体を地域が主体となって形成していく、そして、町の観光資源を活用する戦略的で一体的な誘客事業を推進することや、人材の育成、起業家の育成などに取り組んでいるところと承知をしております。

この取り組みについて、町では、町独自の基本的な考え方としまして、今後さらなる交流人口の拡大を進めることで、地域経済の活性化や雇用の創出を図るなどを通じて、地域住民が自らの地域への誇りと愛着を醸成していく、ひいては町長のおっしゃられます、住んで良し、訪れて良しの豊かな地域づくりを行うこと、そういうことによって、住民の流出を減少させ、さらに進んで、町外からの移住促進へとつなげていくとして、まさに町が行政として考え得るあらゆる施策に取り組んできていると認識をしております。

この経過を踏まえまして、くずまき型DMOの取り組みは、本町の人口減少対策にもつながる商工業の振興関連事業、そして、新しく、それまでなかった事業を始める起業支援事業や、町道茶屋場田子線整備事業などの計画的なインフラ整備、そして、定住促進住宅整備など、さらに、そのほか既に取り組まれている様々の事業を有機的に、それぞれの事業ごとに、人口減少対策につながる部分の連携をさせ、それぞれの事業効果をさらに高める働きも、このDMO制度には期待できるものと考えます。

そこで、くずまき型DMOにつきまして、次の2点について質問をいたします。

1点目の質問は、くずまき型DMOを形成促進するために取り組んでまいりました事業の現状はどのようになっているのか伺います。この事業の取り組みの推進が実質およそ2カ年を経過する状況におきまして、その取り組みの現状を伺うものです。

2点目の質問は、くずまき型DMOを形成促進するために今後の取り組みの方向性をどのように考えているのかを伺います。これまでの取り組みの成果を踏まえまして、くずまき型DMOの形成促進を図るために、今後の方向性について伺うものです。

以上のくずまき型DMO形成促進の取り組みにつきまして、2点をお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問のくずまき型DMO形成促進の取り組みについて、まず、1点目のくずまき型DMOを形成促進するため取り組んでいる事業の現状はどのようになっているかという点に、お答えをいたします。

くずまき型DMO事業につきましては、平成28年9月にくずまき観光地域づくり協議会を設立をし、観光を切り口として地域GDPを拡大するとともに、若い世代にとって魅力的な働く場を創出していくことで、町の最重要課題である人口減少に歯止めをかけることを目的にスタートした取り組みであります。

この協議会では、町が抱える課題ごとに、観光、特産品、まちなか、若者・高校生、移住交流、スポーツツーリズムの六つの検討部会を設置しており、まちづくりに熱意と情熱がある町民、関係団体で構成する部会員が課題解決に向けた目標を自主的に定め、様々な検討や具体の取り組みを進めているところであります。

本事業は、取り組みを始めてから一年半ほど経過しておりますが、平成29年度においては、これまでに40回以上の講演会や検討会などを開催してきたところであり、参加者数は延べ600人を超えての取り組みに成長してきております。

参加者からは、一人ひとりが町の最重要課題である人口減少の要因や、町が置かれている現状などを理解していただき、認識を深めた上で積極的な意見交換や提案があるほか、課題解決に必要なプロジェクトの実現化に向け、具体的な検討を進めていただいているものであります。

そうした中、これまでに町家旧遠藤邸を活用したイベントや、JR仙台駅東口でのイベントなどを行ってきたほか、これらのイベントでは参加者同士が自主的に集い、自発的に企画を提案、取り組むなど、町への愛着と、まちづくりへの参画意識の芽が育ち、着実にこの取り組みが根付いてきているものと感じております。

一方で、参加者が複数の検討部会を掛け持ちしながら活動していることから、今後さらに多くの町民や事業所などを巻き込み、町を挙げての取り組みとして認知いただけるように活動を展開、発展させていく必要があると思っております。

次に、2点目のくずまき型DMOを形成促進するために今後の取り組みの方向性をど

のように考えているかという点ではありますが、これまでの取り組みや活動により一定の成果を上げている一方で、様々な課題も浮き彫りとなっていることから、今後さらに検討を重ね磨き上げることで、ひとつでも多く事業化につなげられるよう進めてまいりたいと考えております。

また、一方では、本事業の将来像が見えにくいとの声も寄せられておりますことから、先ほども申しあげましたように、1人でも多くの方から、この事業に参画、ご協力いただけますよう、魅力ある情報発信などに努めてまいります。

そうした中、今後の取り組みについてであります。本事業の将来ビジョンに掲げる特徴ある観光地への集客増と、特産品の6次化などによる販売額の増額に伴う地域GDPの拡大及び若手起業家や女性、高校生などが日常を過ごせるまちなかの創出に向けた取り組みに重点を置くこととしております。

具体的には、これまでの取り組み、成果をさらに発展させ、本事業への町民や事業者のさらなる参画の促進、町内事業者の利益となる観光、特産品商品の事業化、若者、女性が歩きまわり、事業者や起業希望者が出店したくなる、まちなかの創出などの事業を実施していく予定であります。

また、町が持つ地域資源を効果的に活用した産業振興による地域経済の活性化、所得水準の向上や魅力ある仕事、雇用の創出を推進し、特に若い世代の移住定住を促進し、人口減少問題の解決に寄与できるような取り組みにもしてまいりたいと思っております。

こうしたことから、町民の皆様や各事業者、関係団体の皆様におかれましては、本事業の趣旨をご理解していただきますとともに、町が抱える課題を皆さんと一体となり解決していくべく、まちづくりへの積極的な参画をお願いするものであり、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまの町長答弁の中にありました、まちづくり協議会、観光地域づくりの協議会に関係してでございますが、ただいま答弁をお聞きしまして、町の抱える様々な課題について多様な角度から検討がなされていると思います。

そこで、より多くの分野を総合して、民間事業の活性化につなげるためには、町外から町を訪れる皆さんが、町内の先々で、これは公共施設も含まれると思いますが、訪れる先々で同一の質の高い、質の良い応対や、提供する物品などの品質などについてサービス管理、さらに進んで、これは宿泊施設が関係してくると思うのですが、品質保証、そういった観点での検討も事業者や関係者と横断的になされる部分もあるのではないかと考えますが、今後のこの協議会の検討について、ただいまの点でお伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

DMOの品質、サービス管理、あるいは品質保証の観点からということですが、これまでの取り組み、現段階での取り組み等もお話をさせていただきながら、答弁をさせていただきたいと、このように思います。

くずまき型DMOにつきましては、町長から答弁申し上げましたように、観光を切り口としながら、地域の経済の活性化、そして、若い人たちの世代の魅力的な働く場の創出を図りながら、人口減少の対策というのが大きな目的で進めているものであります。

そういう中に、人口減少の要因は多くあるわけではありますが、その大きな要因といたしまして、実態を見た場合に、若い人たちの希望する産業、雇用が少ないといえますか、生まれていないということ、あるいは魅力ある仕事が少ない、さらには所得の水準といえますか、これも低いということなど、そういう課題も捉えながら、今回、観光を切り口としながら、交流人口の拡大であったり、あるいは若い世代の魅力的な働く場の創出等ということで、人口減少に歯止めをかけたいということで、協議会ではありますが、立ち上げて進めておるものであります。この協議会にも、民間の企業の方々、町内の方々も多く入っていただいて、団体もそうではありますが、そういう中での協議会として、全体としての課題をお互いに町の現状を認識しながら、その立ち上げということで、ここまで時間も少しかかった部分もありますが、まず、そういう実態をみんなで理解しながらという点に時間を割いてきたものであります。

そういう中に、これまで育ててきたといえますか、先人の方々が取り組んできた酪農と林業を土台にしたがらの地域の資源、そして、観光資源として、それらを捉えながら活かしていくという観点での取り組みでございます。そういう中に、今やっと若い人たちが、そういう課題を自らが捉えまして、そして、その動きが少しずつ出てきているという現段階の実態であります。そういう中で、今回ご質問ありました連携しての品質、あるいは、そういうサービスの充実、そういう点等々につきましても、その協議会のメンバーが企業、あるいはセクター等も含めてではありますが、一緒に入っておりますので、そういう中に、一層そういう面でのトータル的なサービスの充実が図られるように、これから進めていかなければならないと、このようにも思っているところであります。いずれ、そういう部分に対しての取り組みというのが、まだ、そこまでいっていない部分もございますが、いずれ、今、商品を開発、あるいは、そういう面での企画、開発をするという、そういう段階にやっとたどり着いたといえますか、そういう状況に現状としてはあるものであります。

そういう中に、その商品化を事業化していくという観点で、町内にどうしても、そういう事業を立ち上げていく場合の事業者が少ないという部分も浮き彫りになってきておりますので、こういうDMOの取り組みでは、そういう課題をひとつずつクリアしながら取り組んでいかなければならないというのが実情でございます。したがって、先ほどのような部分については、これからの部分もありますが、その構成されている企

業、あるいは、そういう観光客の受け入れといいますか、交流人口、そういう受け入れの拠点となっている、そういう施設の方々も入っておりますので、その場でしっかりと対応を連携しながらやれるように、今後進めてまいりたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまのお話は素晴らしいといいますか、まず、第一歩が現状の課題といいますか、実態を明確に把握をして、それと、目指す目標との比較のところのお話がございます、まさに、その品質保証の第一歩のところであると思います。将来に期待が非常に持てる活動であると思います。

そこで、どうでしょうか。このDMOの取り組みの当初に戦略策定の部分で観光動態のデータ調査の方も行われていると思いますが、そういったことも加えまして、協議会の活動の中で、その中で実現性の高いものにつきましては、関係者や関係団体への情報提供を図って、先ほどのお話で、参加人員の規模のお話もありましたので、図られていると思いますけれども、さらに、この情報提供、できるところからは実施できるのではないか、あるいは、相談窓口でのそういった情報提供もできるのではないか、様々なことから、この協議会での検討内容で実現性の高いものにつきましては、その情報提供も含めまして、実施に進めていく部分もあるのではないかと思いますけれども、その辺のあたりは、どのようにお考えでしょうか。伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お答え申し上げます。

取り組んでいる内容等について、実施できるものがあるのではないかとということがございます。先ほど副町長がご答弁申し上げましたけれども、今ここにきて、やっといろいろな形が見えるような形にも成長してきてございます。やっとといいますか、ここまでたどり着いたというような現状がございます。

ご理解いただくために少しご紹介等もさせていただきますけれども、取り組んでいる内容等は、例えば、くずまき高原から袖山高原までの自転車ロードの開拓とか、そういったのにも取り組んでもらって、これは、自転車で訪れたい町というようなコンセプトを自分たちで作って、いろいろやって、例えば、岩大とのサイクリング部による試走とか、そういったところまで既にこぎ着けてもらっています。それから、そういった自転車を利用してのイベントとか、そういった企画も検討してもらっています。それから、例えば、特産品開発としては、いわゆる若い女性たちに人気を博すような商品開発もしたいということで、それについては、昔から葛巻にあるガンヅキというお菓子を今風に

アレンジして、それには高原牧場のチーズなんかを使った、そういった、いわゆる写真映えがするとか、それから、若い女性受けするような開発とか、それから、ワインを使ったワインバスソルトとか、そういったのを自分たちで開発してもらって、例えば、東北の最大市場の仙台でテストマーケティングを実施すると、それについてはJ Rの施設をお借りして、1週間、地元の商店街等に働きかけて、葛巻フェアみたいなのをやっていただいて、そして、最後の1週間目にテストマーケットとか、そういったこともできるまでに力を付けてきたというように感じています。そういった部分で、かなり芽は成長してきているなというように認識してございます。

副町長が先ほど言いましたけども、では、それを実際に商品化するという部分について、実際に町内で、なかなか引き受けて、扱うといたしますか、そういった部分が次の課題として浮き上がってきている部分です。この商品開発、あるいはPR等で一番根元にあるといたしますか、それは今まで町が第3セクター等を中心に取り組んできた地域の資源という部分、ワインにしろ、牧場にしろ、高原にしろ、そういった部分をもっと磨き上げるといようなことを一番の根底において取り組んでございます。ですので、例えば3セク等と連携しながら、今、一つでも二つでも事業化できるように取り組んでいる最中でございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

先ほどの最初の話の中で、自転車ロードの話がございました。本町では、観光資源につきましては、これといった素晴らしい資源に乏しいところがございますが、こういった自転車ロード、例えば、観光の資源がない地域へ何もないものを売るという発想につながるのではないかと、町外から町を訪れてきた人が、その場に望んで、宿場町だった当時の町に、あるいは町の歴史、それから、町の出来事に、その場に佇んで思いを馳せる、そういったのも考えられるのではないかと、説明の看板ひとつあれば足りるような、そういう何もないものを売りにすると、そういったのにつながるようなお話でございますので、ぜひ、さらに進めていただきたいと、期待できるものだと思います。

それから、町長の答弁にございましたのですが、これからの取り組みの将来像、なかなか難しいところもあるというお話もございました。まさに、そのとおりではないかなと思います。行政と協議会を中心として全町的な合意形成と、これからの戦略策定という話を伺ってまいりました。観光産業を中心に地域経済の活性化に向けて進められていると、これは、まさに一歩前進であると思います。そして、これらの関係者や関係団体の生業が成立をする、そのための合意形成、そして、ひいては定住人口拡大にもつながる、そのような戦略策定の方向に進んでいければというような期待も持っておるところでございます。

しかしながら、もとより行政の役目は、民間で困難な公共サービスを供給するというところに、この行政の役目はあると思います。そして、既に本町では様々の形で取り組

みがなされていると、行政の幅広い分野で取り組みがなされていると、そこで、今後でございすけども、運輸、商工業、それから、農業、それらの商売に今後、直接あるいは間接に利益拡大につなげる、そういう方向に持っていくには地域住民の理解拡大と併せまして、事業者、関係者、みんながもてなしを担っていると、同じ思いで取り組んでいると、そういう認識を深めていく行政からの働きかけ、これからは、こういった民間への働きかけが重要となってくると思いますが、最後に町長の考えを伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは山崎議員の、この民間への働きかけというお話でありましたし、DMOに関しましては、これまでも幾度となく質問をいただいているところであります。

これまでの一連の山崎議員のDMOに関する質問につきましては、日本版DMOが大きく根底にあるなというように感じるものでありまして、そういった中で、我が町が取り組んでいるのは、あえて、くずまき型、葛巻に合ったようなという、少し差があるものというように私は思っているところであります。

日本版DMO、これは地域の稼ぐ力を引き出す、国土交通省、観光庁が中心に進めてきたものであります。2015年11月に創設をされ、2年経って41の日本版DMOが登録をされている。日本全国で、まだ41であります。そういった中における日本版DMO、稼ぐ力を出す、そして、地域に誇りや愛着を醸成する、そして、観光地経営の視点に立った観光地づくりの舵取り役をする、そういった組織、団体をつくるというような、そういう日本版DMOでありますこと、そのことによって、やがて国が、いろいろな国の各省庁が一堂に会して補助を出せるような、補助金を出せるような、そういった仕組みになっているものであります。国交省、総務省、金融庁、文化庁、厚労省、農水省、経産省、環境省、こういった関係省庁が連携をして補助を出せるようなシステムになっているということでありますので、このDMO組織の設立だけに向けて取り組んでいる日本各地の、いわゆる観光地と言われているところがあるわけでありまして、我が町は、この根底には、何といたしましても人口減少、これに歯止めをかけたい、若者定住・移住、若者が、若い人が葛巻町に住んでいただきたい、こういったことが根底にありましての取り組みをスタートしたものであります。その辺は、ぜひご理解をいただきたい。

そのようなことから、観光ひとつをとって、観光立地を、国の目指す観光立国、このインバウンドを対象にした観光立国をさらに力を入れて進めようというのとも違って、葛巻の場合は若い人が町に住んでいただく、そのためには、いろいろなことをしなければならない、特効薬はない、ひとつではない、そういうように感じているものであります。町の基幹産業は、農業、林業であります。農業、林業で若い人を呼びたい、そういう取り組みも数多くやりました。しかしながら、一気に大きく実績が伸びるものではないものであります。そういったことにも直面しながら、さらに、こういった制度に乗って、新たなまちづくりも考える、そういったことから、細やかな小さなものを数多く取

り組んでいかなければならないなというように思っているところであります。起業家に対する支援、ものづくりの職人、工房を持つ人たちに対しての支援、こういったことを細やかにやっていかなければならないもの、そのように思っているところであります。この短時間に実績、成果が大きく出ることにはならないだろうと、少し時間をかけながら、また、軌道修正も絶えずしながら、若い人たちの意見を十分に取り入れながら、新たなまちづくりに挑戦していく、それが、くずまき型のDMOというように認識をしております。まさに葛巻に合った、ほかの町村にはできない、他にない、葛巻だからできる、葛巻だからこそできる、そういったDMOに、くずまき型DMOにしていきたいと、そう思う次第であります。ひとつのものを目指して、それを目指して町全体が大きな取り組みをする、それは人口増加、若者のU・Iターンであります。内容としては広く多岐にわたるものというように思っております。で、ありますので、少し余裕を持ちながら、将来に向けて、町民みんなが一丸となって取り組んでいく、そういう体制をつくってまいりたい。そして、やがてGDPを上げる、そういう狙いでもあります。町民総生産を上げていきたいと、町内の民間団体が潤うような、そういう、くずまき型DMOに持っていきたい、そのように思っているところであります。よろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

抱える様々の課題に対しましては、地道に、これからも、尚且つ、長期的な視野で取り組むというお話でございました。これからの引き続きの取り組みを期待を申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

山崎議員に、2点ほど質問をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

これまで、山崎議員からはDMOに関する質問、平成28年7月、平成29年3月、そして、平成29年9月、毎回頂戴をしております。今回、大きくは4回目であります。

こういった中で、この岩手県内でのDMOに取り組んでおります市町村であります。もう既に申請している、あるいは認定済みである、こういった市町村は少ないものであります。申請済みというのが4市でありますし、それからまた、申請済みは1市であります。それから、申請中が3市であります。それから、町としては、1町が申請中ということでありまして、申請中は一つと、この極めて少ない中で、それ以外は検討中であつたり、内部協議中、これを含めると十数市町村あるわけでありまして、そういった

中で葛巻は、先ほど山崎議員がおっしゃるとおり、これといっためぼしい観光資源には乏しい、そういう町でありました。こういった取り組みをしているところは、既に観光地と言われるような場所であり、あるいはまた、沿岸の、当時、観光客が数多く、年間を通して毎日来るような、そういう地域であったもの、それを、また過去の時代に戻したいというように思っていること、そういったことでの取り組み、それからまた、内陸におきましては、文化的な建造物であったり、歴史であったり、神社仏閣、日本的にも世界的にも名の通った、そういった地帯がさらにインバウンドを目指しての、こういったDMOの取り組みをしているものでありまして、ただ、これも問題がないわけではなくて、それぞれの市町村において課題もあるわけでありまして、既にそういったものが、民間に力があって、民間が取り組んでいるところに行政が入ってくるというのはいかがなものかというような議論も中にはあるやに聞いておるわけでありまして、そういった、この問題もある中において、これまで数回質問をいただいているわけでありまして、今の葛巻の進め方、くずまき型DMOの進め方に対して、山崎議員としては何か不足に思っておられる部分、あるいは改善点、あるいは不満に思っておられる部分がありましたら、お聞かせをいただきたいというのが、1点であります。

もうひとつは、県内で取り組んでいる市町村がある中で、この僅か2年ちょっとであります、その中で、葛巻もそれに先駆けて取り組んでいるところであります。そういった中において参考事例、どの市町村のどれが葛巻の参考になるよ、参考事例がもしあれば、それもお聞かせいただければ、その2点をお願いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまは、町長から2点ほどお話がございました。

最初の点でございますけれども、町長がおっしゃられているとおり、このDMO政策は国の、国内各地の観光地、あるいは観光地をさらにつくって、それに対して外から来ていただいて地域の活性化につなげる制度、しかも、それは取り組む自治体単独の場合もありますし、近隣市町村と連携をして取り組む、あるいは県同士で取り組む、いろいろなパターンがご存知のようにあるわけでありまして、その中で、お話のとおり、なかなか進んでいる地域が少ないということでございます。

私、これは一番の問題といいますか、この国の制度のところは、デスティネーション、外から来るお客さんを地元でマーケティング、来る人に販売なり、もちろんサービスの提供もあります。をする、DMOの〇はオーガニゼーションですから、企業とか会社、そういったイメージになりますけれども、そういった、それぞれの要件がございまして、それに該当したところが国からの認定という、その、何といいますか、全国一律に国の方針で作ったというような感じを受ける制度でございまして、様々の違いのある地方の、特に本町のように人口問題、あるいは地場産業、それから、経済規模等、違いが大きいといいますか、ある自治体にとっては、なかなか実現が難しいような仕組みである

と認識をしております。そうした中で、本町は取り組んでおるわけでございます。

そこで、ひとつの問題というか、これからの取り組みの方向といいますか、その部分のお尋ねでございましたが、ひとつだけ私ございまして、先程来からのお話の中にもございました。その観光の資源の問題、それから、それを支える民間の事業が少なかつたりという問題がありまして、しかしながら、そこにおいても様々の考えられる施策、政策を町で取り組んでいると、考えられる、あらゆる取り組みと申し上げました。まさに、そういった限られた予算の中で、行政として民間に代わって行える分野、幅広い分野につきまして既に町は取り組んでいるという認識でございます。

最後に、町長にお尋ねしたところに関わるのですが、この1点目の質問の私からのお答えですけれども、このように行政で取り組んでいる様々の施策について、担うのは、やはり、おっしゃるとおり民間、その経済を支える、あるいは地域の住んでいる方々でありまして、そういう方々に行政の取り組みが、まさに町が考えているくずまき型の取り組みがどれほど浸透していくだろうかというところが、実は質問の大きな趣旨でございまして、そのあたりを、その方向を、その部分を民間事業者、地域住民の方に、さらに敷衍といいますか、考えが染み渡るように広げていくといいますか、そういった部分を考えるのが大切というのが、この1点目のお答えでございます。

2点目につきましては、各自治体の関係の話でございました。先ほどお話ししましたとおり、いろいろな条件の違う地域、地域の取り組みでありまして、葛巻に来たいというのは、なかなか難しいと思いました。確か、島根でしたか、海士町でしたか、申し訳ありません。資料がちょっと今ないです。そういった取り組みについても、やはり取り組みの中心を人口減少対策に置いて、いろいろな観光に結び付けて取り組んでいるという例がありましたのですが、人口の規模であったり、様々な違いがございまして、なかなか、そういう、これだというのはない、あるかもしれませんが、まだ見つけられていない、そうした中で既に取り組んでおりますので、町がくずまき型に取り組んでおりますので、何かこの方向性が見えてくるのだろうかということで、私の考えも申し述べさせていただきます。なんとか、さらに良い方向に進むようにという考えでございます。

まさに、これは1年や2年ででき上がるとは毛頭考えておりません。10年あるいは20年かかるかもしれません。様々な事業を総合して教育、それから、医療、福祉、それから、交通、インフラ整備、それから、いろいろな公共的な、これは財政にも関わってくるお話でございまして、そういった総合的に組み合わせといいますか、一言で言いますと、総合的に判断、そして、進めていくものだという認識でございます。あくまでも、今、何をという観点で私の考えを述べながら、町長の考え、町当局の進め方を伺っているわけでございます。以上、よろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

町長。簡潔にお願いします。

町長（鈴木重男君）

分かりました。

ありがとうございました。まさに、今、町が抱える課題に向けて果敢に挑戦する、しようとする中での、このひとつのDMOであります。2015年11月に国がスタートして現在に至るまで、私は、町としては早い取り組みであって、これまでの僅かな期間に、これほどの回数、人数の参加でありますので、十分に担当者たちもよくやっているなど、そのように私は評価をいたしておるところであります。民間に対しての支援等が、まだ、これから、足りない部分があるということも認識もしながら、それについては全力で、時間をかけながら、より丁寧に対処していかなければならないものと、そのように思っているところでもあります。すべてにおいてであります、路行かざれば至らず事為さざれば成らずでありますので、どこかで一步踏み出す、スタートすることが、どれにおいても大事と、そのように思っているところでもあります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

鈴木町長、ぜひとも今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、1時まで休憩します。

（休憩時刻 12時01分）

（再開時刻 13時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

7番、山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から1件について、町当局の考えをお伺いいたします。

葛巻病院の診療体制の充実について伺います。

まず、1点目ではありますが、町民の皆さんが待望に待ち望んだ新病院の完成、移転から半年が経過いたしました。従前の診療体制から予約診療に変わりましたが、移行した経緯と評価について伺います。

2点目については、待合室の長椅子は2列になってはいますが、その間隔が狭く、冬期間でそれぞれ防寒着、鞆を持ち、名前を呼ばれ立ち上がるたびに座っている人にぶつかるといったような感覚がするなど、また、多くの患者さんが座っている間に血圧測定器が配置されておりますが、大変手狭でゆったりとした場所への配置などの工夫が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

3点目についてであります。診察室から名前を呼ばれた患者さんが待合室にいない、看護師さんが探す場面も見受けられます。そのようなことから、1階内はトイレ、売店、どこにいても分かるようなスピーカーの設置が、スムーズな診療のために必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問の診療体制の充実について、まず、1点目の予約診療に移行した経緯と評価についてであります。

葛巻病院における外来患者数は、ここ数年の平均で見ますと、1日あたり130人から160人程度で推移しており、診療科ごとでは、内科が約6割、外科が約2割、残る約2割が小児科、産婦人科、眼科などであります。

こうした中、常勤医師の状況であります。内科は3名のうち2名が、外科は2名全員が、それぞれの外来を担当する体制となっており、内科の場合は、医師1人当たり、1日30人から50人の診察を行っている状況にあります。

これまでの旧病院での外来は、午前7時の受付開始で9時からの診察、午後は正午からの受付開始で2時からの診察としており、午前、午後ともに自動受付機での受付順の診察であり、受付から診察まで、最大で2時間ほどのタイムラグが生じておりました。

このため、受付後に一旦帰宅し、診察時間になっても院内におらないと、外来窓口で何度もお名前を呼ぶことや、患者輸送車を利用されている方の場合、受付がどうしても遅くなりますことから、診察が午後に延びることもあり、帰りの交通手段の変更を余儀なくされる事例など、多くの課題が見受けられたところであります。

こうしたことを解消するためにも、新病院へ移行するにあたりまして、外来診療をスムーズに行うため、医師、看護師などを含めた院内の検討委員会による検討を行いました。新たな電子カルテへの切り替えに併せて、予約診療制や外来基本票の導入を行ったところであります。

このことに伴い、新病院への移行後は、午前8時の受付開始で9時からの診察、午後は1時からの受付開始で2時からの診察としたところであり、予約診療は1時間単位の枠の中で行うシステムとしております。

運用開始当初は、電子カルテの操作が不慣れだったことなどもあり、時間を要する場面もありましたが、現在は1時間の予約枠に概ね6人から10人程度の予約を入れ診察を行っており、スムーズな診察を行っている状況となってきております。

一方で、救急搬送の受け入れ、インフルエンザ等の感染症患者の来院、入院患者の容態急変など、優先的に措置しなければならない場合もあり、予約の患者さんからお待ちいただかなければならないこともあるほか、予約枠に空きがない時間帯に来院された患者さんについては、予約診療後の対応となりますことから、待ち時間が長くなる方がお

られることは認識いたしておるところであります。

このように診察をお待ちいただくこととなる場合があることについては、外来スタッフが患者さんへの説明を行うほか、院内での掲示などで周知に努めているところではあります。また、完全に浸透しているところまでは至っていないものと感じております。

しかしながら、予約診療制の導入経緯や、導入後の経過状況を見ますと、旧病院における診療体制と比較し、患者さんの待ち時間は短縮されていることなどから、今後においても、ご理解とご協力を求めながら、予約診療体制を継続してまいりたいと考えているところでもあります。

さらには、患者数の多い内科外来につきましては、負担軽減が図られるよう、総合診療科を効率よく運用することや、診察時間の目安の表示など、すべての患者さんが効率よく診察が受けられることはもちろんのこと、丁寧な診察による医療サービス提供を心がけ、皆様から予約診療制がご理解いただけるよう様々な改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の1階の待合室の椅子、血圧測定器を余裕のあるスペースへの配置替えの考えについてであります。

現在、新病院では、内科及び外科の待合スペースに4人掛けの長椅子を2列配置しているほか、各診察室の出入口付近に次の診察順を待つ患者さん用の1人掛けの椅子を配置しております。このほかにも椅子は配置しているところではあります。車椅子やストレッチャーが通れるスペースを確保しておかなければならないこともありますことから、やや窮屈な状態になっているものであります。

このような状況の中で、診察前の血圧測定は、待合スペースにある2台の自動測定器をご利用いただいているところではあります。混雑時に不便をおかけしないよう今後検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、3点目のスムーズな診療のため1階内へのスピーカーの設置についてであります。

新病院の移行に伴い、プライバシー保護の観点から、診察室内での中待合を廃止し、医師が直接呼び出すシステムを導入したところではあります。どのタイミングで呼ばれるか分からず、患者さんが待合スペースから離れにくい状況であると伺っております。

一方で、待合スペースから離れた場所でお待ちいただいた場合、看護師の問診や医師の診察に速やかに移動して対応していただけるのかなど、検討すべき課題があるというように思います。スピーカーの設置につきましては、あくまでもプライバシーの保護の観点から現在の体制にしているものでありまして、県内の中核病院等を見ましても、名前で呼ぶということにも抵抗があり、番号で呼ぶということが評価、指示をされているようであります。そのようなことも参考事例としながら、院内で問題点と解決策の整理に向けて、あくまでも利用する患者さんのプライバシーも保護される形で整理、検討した上で、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ありがとうございます。

病院での待ち時間というものは、他の病院でも、また、県立病院でも必ず生ずることであり、予約診療体制になる以前もあつたことでした。私自身も患者の一人として、また、多くの方々から予約診療になつてから待ち時間が長くなつたので従前の自由な受付がよかつたという声もあることも事実であります。その利点としては、自分の都合の良い日に、また、診察の受付時間内であれば時間指定もなく、特にも車で通院の方々には、待合室の状況を見て午前中に診察していただけるか、また、午後までかかるか、午後の診療にするか、後日出直すかという選択ができましたが、一方、予約診療は指定された時刻に受付しても、患者さんがいっぱい座る椅子がない状況でも順番を待つしかありません。また、予約票を紛失したり、予約日を忘れる方もいらっしゃるようであり、予約なしの診療になれば、一番最後の診察になるわけですが、ただいま答弁いただきましたように、先生方が予約診療にしたことで、待ち時間は以前よりも改善されているし、予約診療に慣れていただくという決定がなされたのであれば、予約診療体制は承知いたしました。

しかしながら、その他のところでは改善が必要と思われまふ。旧病院のときは、各科の窓口には看護師さんがおりましたし、特にも内科では多くの看護師さんが医師と患者さんの案内であつたり、検査の指示などが見られました。現在はスタッフステーションで看護師2人、事務補助員2人体制で、混雑に見合つて増減しているようではあります。その体制で内科、外科の各科を受け持っているようです。また、午前中受付の、受付待ち時間、混雑時間には、あと1名の看護師さんか、応援のスタッフの方の配置が必要と思われまふ。大半の患者さんの予約は常勤の医師の方であると思ひまふが、応援医師の先生が夜勤をしてくださつて、午前中は診察に入つてくださっています。以前であれば、患者さんが多く待つ状態になれば、特に体調に変化がなく薬だけの患者さんで、応援の医師の診察でよい方を回してくれることもありまふ。私が、1月の自分の予約診療日で、ちょっと混雑しておりましたが、予約と申ひまふか、診察の患者さんがいないということで、応援医師の先生が11時半、11時過ぎて帰られることがありまふが、いずれ、スタッフを混雑時は増員するなどして、薬だけで特に医師を指名しない方は応援医師に診察していただくなども待ち時間の短縮につながると思ひまふが、また、総合診療の設置も考へているようではあります。その二つの、応援医師の先生に回していただく、これは、やはり人材というのが、やはり、あと1人の方でも混雑時には配置していただければ、そういう手回しということもできるかと思ひまふが、その点について伺ひまふ。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

最初に、予約時間についてのご説明を申し上げます。

今、予約した場合には予約票ということで、例えば、9時とか10時というような表示になっているのですが、運用とすれば、9時から10時までの1時間に予約というようなことでもあります。したがって、先生方からすれば、10時までに終わればいいというような考え方なのですが、受付票には9時となっていますので、10時に終わると1時間待たされたというような感覚になるわけです。今、そこを改善するように、受付票については様式を変更するように、分かりやすく、文字も大きくするように、変更を業者に依頼している途中でございますので、そういったものができてくれば、もっと市民の皆様浸透していけるのかなというように思っているところでございます。

それから、外来診療の予約をスムーズに進めるための職員の体制というようなことなのですが、【33字削除】どうしても病棟の方でも必要になるわけですので、1階の外来の方から上の方に上げて、上の方でも対応をして、1階の方は看護師を減らして、事務補助員だとか医療クラーク、そういったものを導入して対応している状況でありますけれども、休暇で休んでいる職員とかもおりまして、非常に今不慣れな状態になっているものでございます。今後、いろいろな、医療クラークも増やしましたので、事務的な補助員、そういったもので対応できるかどうか、院内の内部でいろいろ検討しながら、患者さんに、あとどれくらいで診察になるか分かりやすく表示できるようなことも含めて、院内の方で検討してまいりたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

なかなか看護師の採用とか、やはり人材不足といいますか、職員の体制ですが、応援診療で来てくださっている先生方に患者さんを回すというのは、やはり看護師さんの方が適任だと思っておりますし、混雑時には、そういうように応援の医師の先生方がせっかく来てくださっているのです、その体制も内部検討していただきたいと思いますし、その総合診療科の設置を望むものではありませんが、いつころの目途を目指しているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

いわゆる薬だけもらいに来る患者さんがいらっしゃいまして、その方はスムーズに流れていただければよろしいというような観点からすれば、中央病院からいらしている応援の先生とか、例えば、水曜日の午前中ありますので、そういったところに回していただく、あるいは総合診療というのは、外科の先生が薬だけの処方については内科の分も処方するというような考え方があるものでございます。いずれ、その辺は全体の診療状

況を見ながら、看護師とか事務の方でコントロールして、この患者さんを動かしていかなければならないということですので、すぐに検討を始めて、随時いろいろな委員会で検討はしていることですので、そういった機会を捉えながら、あるいは4月にスムーズに進められるような、そのようなことを念頭に置いて検討をできればというのが現時点での考え方です。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

いずれ、これは致し方ないことで、診察をしてくださる医師の側と、なかなか用紙も見れなくて、自分が何時に受付したかも、たぶん患者の側にすれば、長椅子に座った時間から時間をカウントしているというところも、もちろん、これは致し方ない、ギャップの差でありますし、その点については了解いたしました。予約票は、やはり太字で、本人も見やすいような太さとか、大きさに字はしていただきたいと思います。では、その点については、もう一度内部で、そういうように総合診療の外科の先生からとか、応援医師の先生に、どちらに回りますかというのは、やはりスタッフステーションが一番の窓口だと思いますので、そういう適応ができるような体制をよろしく願いいたします。

次に、2点目ではありますが、新システムに慣れるまでは、医師または病院側でも慌ただしく、1日の業務をこなすことで手一杯だったと思います。また、診察を待つ患者の側も、いつ名前を呼ばれるかと、その場を離れることができなかつたというのもあります。血圧測定器は、台数を増やしていただけるのであれば、県立病院等もそうですが、あまり人気のない、今の状態でいいですと、受付付近に配置してコンシェルジュ、また、貼り紙で事前に測定しておく案内があれば、スタッフステーションでの案内が省略されることとなります。今後の待合室は、待ち時間もリラックスして過ごせるように応急用の折りたたみ椅子の用意、また、テレビ、従前どおり町の広報紙であったり、公民館図書から読みやすい、読み切りやすい本を置くなど、また、旧病院でも置いていた水やお茶もポットに入れて、そういうことも検討していただきたいと思います。患者さん方が待っている間も、何かをしながらも待てる、そういう状況、雰囲気づくりというのも、これは重要なことだと思います。

あと、もう1点ではありますが、町民の皆さんにとっては、旧病院がいつ解体され、玄関に入りやすい駐車場ができるのかということも待望にしている点ではありますが、この点についても答弁をよろしく願いいたします。

水とかお茶、先ほどお願いしました、そういう本を置くなど、リラックスして待てる空間づくりの対応はどうか、お聞かせ願います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

待合スペースについては、今いろいろな検討を進めているところでございますので、いろいろな院内の意見も踏まえつつ対応してまいりたいというように思っているところでございます。

それから、旧病院につきましては、4月以降、夏前にはというような形で進めている状況でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

分かりました。

やはり入口付近が、段差があったり、階段があったり、そういうことも、なかなか、今までと感じが違うというのも、慣れないということもありますが、急いで解体が終わって、玄関にスムーズにまっすぐに入れるような、その解体の方も進めていただきたいと思いますし、あと、先ほどスピーカーの設置というのは、離れられないと言いつつも、やはりトイレに行っている方、また、売店に行っている方々が、やはり看護師さんが1人その方を探しに行くということは、スタッフステーションの人員が減るということで、それを見ている、待っている方々にすれば、やはり離れないで、ここにいないかならないうことがあったので、県立病院等では医師からの前に事前に看護師さんの方から、誰それさん診察の準備をしてお待ちくださいますの案内があるのですが、やはり用事を足したい方もいらっしゃるので、スピーカーが入ることによって、どこにいても、売店にいても、どこかの椅子で勝先生の作品を見るなどしても、そういうスピーカーの設置については、それが受付した順番なのか、個人名なのかはあれですが、そういうスピーカーの設置については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なかなか慣れない新病院が、半世紀に一度あるかないかの改築にこぎ着けることができたのも常勤医師の皆さん、そして、このたび退職されます佐々木名誉院長、接遇に、そして、看護師の心得に力を注いでくださった松戸総師長には厚く御礼申し上げますし、また、町長には、都市部に医師が偏在が多い中でも、常勤医師の確保に努めて、町民の安全・安心な医療体制を敷いてくださって、24時間、365日、応援医師の確保を得ながらも、切れ目ない医療サービスに努めていただいておりますことに感謝を申し上げ、また、今の患者側の声だと思って医局の方では内部検討をしていただき、前向きに検討していただきたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日3月6日から12日までの7日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、3月6日から12日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月6日及び9日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 13時28分)